

後期高齢者医療費のお知らせの見方

記載例				円	円	食事療養・生活療養 7			
受診年月	医療機関等名称	診療区分	日数	医療費総額	自己負担相当額	回数	総額	標準負担額	
1	2	3	4	5	6		円	円	
1	30年〇月	●●内科医院	医科外来	3	4,360	436			
2	30年〇月	▲▲病院	医科入院	30	1,359,590	57,600	60	42,960	27,600
				8	あなたが支払った医療費の総額 ^円				

- | | |
|---|--|
| <p>1 療養を受けた年月です。</p> <p>2 療養を受けた医療機関等の名称です。</p> <p>3 医科（入院・外来）、歯科（入院・外来）、調剤、訪問看護、柔道整復、鍼灸、あんま・マッサージの受診・施術の種類です。</p> <p>4 療養を受けた日数（または回数）です。</p> <p>5 療養を受けた際の医療費の総額（10割分）です。</p> | <p>6 療養を受けた際の自己負担額（1割または3割）です。（割合は、所得状況により異なります。）</p> <p>※月の負担限度の金額でお支払の場合は、限度額が記載されます。
※額は1円単位で表示されますが、実際に医療機関等の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。</p> <p>7 療養を受けた際の食事療養費及び生活療養費の回数、総額、標準負担額（自己負担額）です。</p> <p>8 医療費控除の申告手続で使用できる金額です。</p> |
|---|--|

確定申告（医療費控除の申告）に関することは、税務署へお問い合わせください！



注意事項

- 医療費のお知らせは、医療機関等からの請求書（診療報酬明細書・療養費支給申請書）に基づき、作成しています。そのため、医療機関等からの請求書が遅れている場合は対象年月とは異なる時期に記載されることがあります。
 - 「日数」欄の中には、入院・通院の日数の他に、電話等により治療上の意見を求めたもの等も含まれています。また、薬局の場合は薬を調剤された回数を示しています。
 - 医療費のお知らせには保険外費用（室料の差額・容器代・往診時の車代等）や海外療養費、補装具、交通事故等の第三者行為にかかる保険診療は含まれません。
 - 傷病名、薬剤名等の診療内容については、原則回答できませんのであらかじめご了承ください。
 - このお知らせは、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。
- なお、医療費控除の対象となる支出で、このお知らせに記載されていないものは、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。（この場合、医療費の領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。）詳しくは、税務署にお問い合わせください。（所得税や贈与税の確定申告期日までに通知する医療費は、10月診療分までです。）
- このお知らせに記載している「自己負担相当額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合（公費負担医療や福祉医療費等による助成、高額療養費がある場合など）は、「自己負担相当額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。